

# 平成21年海事代理士試験

## 筆記試験問題

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法
5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法
8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
14. 船舶法
15. 船舶安全法
16. 船舶のトン数の測度に関する法律
17. 造船法
18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

## 1. 憲法

1. 次の文章は、日本国憲法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(6点)

- (1) すべて公務員は、全体の□□□□であつて、一部の□□□□ではない。
- (2) 公務員の選挙については、成年者による□□□□選挙を保障する。
- (3) すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な□□□□裁判を受ける権利を有する。
- (4) 内閣は、国会の□□□□の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。
- (5) 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、□□□□犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。
- (6) この憲法は、国の□□□□であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。
- イ. すべて国民は、法律の定めるところにより、普通教育を受ける義務を負ふ。
- ウ. 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- エ. 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。
- オ. 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議院に出席しなければならない。
- カ. 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、衆議院議員の中から選ばなければならない。
- キ. 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- ク. すべて予備費の支出については、内閣は、事前に国会の承諾を得なければならない。

## 2. 民法

1. 次の文章は、民法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(6点)

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、□□□□の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。
- (2) 不在者の生死が□□□□間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。
- (3) 時効は、次に掲げる事由によって中断する。
  - 一 請求
  - 二 差押え、仮差押え又は仮処分
  - 三 □□□□
- (4) 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、□□□□及び処分をする権利を有する。
- (5) 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、□□□□の注意をもって、その物を保存しなければならない。
- (6) 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を□□□□したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 隔地者に対する意思表示は、その通知を發した時からその効力を生ずる。
- イ. 委任による代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。
- ウ. 条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無条件とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。
- エ. 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保全の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。
- オ. 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。
- カ. 弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。
- キ. 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。
- ク. 十五歳に達した者は、遺言をすることができる。但し、未成年者が遺言をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。

### 3. 商 法

1. 次の文章は、商法の条文である。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(6点)

- (1) 船舶所有者ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ登記ヲ為シ且□ア□ヲ請受クルコトヲ要ス
- (2) 海員カ其職務ヲ行フニ当たり他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ船長ハ□イ□ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
- (3) 船籍港外ニ於テ船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキハ船長ハ管海官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ□ウ□スルコトヲ得
- (4) 荷受人カ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ之ヲ□エ□スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス
- (5) 救助者ハ其債権ニ付キ救助シタル積荷ノ上ニ□オ□ヲ有ス
- (6) 荷物又ハ底荷ノ船積ヲ為シタル後船舶ヲ保険ニ付シタルトキハ保険者ノ責任ハ□カ□ノ時ヲ以テ始マル

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 船長カ積荷ヲ売却又ハ質入シタル場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其積荷ノ到達スヘカリシ時ニ於ケル陸揚港ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム但其価格中ヨリ支払フコトヲ要セサリシ費用ヲ控除スルコトヲ要ス
- イ. 船積期間経過ノ後ハ傭船者カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得
- ウ. 往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其帰航ノ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ半額ヲ支払フコトヲ要ス他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其船積港ヲ発スル前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ亦同シ
- エ. 船長カ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ト雖モ船舶所有者ハ其運送品ノ上ニ権利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリ二週間ヲ経過シタルトキ又ハ第三者カ其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス
- オ. 旅客カ乗船時期マテニ船舶ニ乗込マサルトキハ船長ハ発航ヲ為シ又ハ航海ヲ継続スルコトヲ得此場合ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス
- カ. 共同海損又ハ船舶ノ衝突ニ因リテ生シタル債権ハ三年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
- キ. 救助ニ従事シタル船舶カ汽船ナルトキハ救助料ノ二分ノ一、帆船ナルトキハ其三分ノ一ヲ船舶所有者ニ支払ヒ其残額ハ折半シテ之ヲ船長及ヒ海員ニ支払フコトヲ要ス
- ク. 船舶ノ存否カ一年間分明ナラサルトキハ其船舶ハ行方ノ知レサルモノトス

#### 4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる県を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称及び位置(都道府県名)を例にならって解答欄に記入せよ。(3点)

(例) (7) 岩手県

番 号	(7)
名 称	東北運輸局
位 置	宮城県

- (1) 千葉県
- (2) 長野県
- (3) 和歌山県

2. 次に掲げる事務を所管している本省海事局と地方運輸局の内部組織の名称を、それぞれA群、B群から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 船員の福利厚生に関すること。
- (2) 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- (3) 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- (4) 船員の教育及び養成に関すること。

**【A群】(本省)**

- ア. 検査測度課      イ. 安全基準課      ウ. 海事人材政策課
- エ. 船舶産業課      オ. 運航労務課      カ. 海技課

**【B群】(地方運輸局)**

- キ. 海事振興部又は海事部      ク. 海上安全環境部又は海事部

3. 次の文章の下線部について、正しい場合は解答欄に○を、誤っている場合は正しい語句を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 国土交通省海事局において海事代理士に関する事務を所管しているのは、総務課である。
- (2) 国土交通省海事局において船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関する事務を所管しているのは、安全基準課である。
- (3) 国土交通省海事局において水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関する事務を所管しているのは、内航課である。

## 5. 船員法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(9点)

- (1) 船舶所有者が海員に与えるべき休日は、アについて1週間当たり平均イ日以上とする。
- (2) 船長は、船舶が港を出入りするときは、ウにあつて自ら船舶をエしなければならない。
- (3) 船長が雇入契約の成立を届け出ることができない場合は、オが船長に代わつて届け出なければならない。
- (4) 船員法によって国土交通大臣の行うべき事務は、外国にあつては、日本のカがこれを行う。
- (5) 船員手帳の有効期間は、日本人船員の場合、原則として交付、再交付又は書換えを受けたときからキ年間である。
- (6) 船員法に定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分についてクとなる。
- (7) ケは、船員法、労働基準法及び船員法に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 船長は、旅客が所持する危険物について保管、放棄その他の処置をすることができる。
- (2) 船員の退職手当に関する債権の消滅時効は、3年間である。
- (3) 船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。
- (4) 法定代理人の許可を受けた未成年者の船員は、雇入契約に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。
- (5) 船舶所有者は、船員に対し有給休暇を付与する代わりに日数に応じた給料及び手当を支払うことができる。
- (6) 船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

3. 常時10人以上の船員を使用する船舶所有者が、就業規則において定めなければならない事項を3つ示せ。(3点)

4. 海員の定義を述べよ。(2点)

## 6. 船員職業安定法

1. 船員職業安定法及び同法施行規則に関する次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員労務供給事業には、ア契約による場合を除き、請負契約により人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させる事業を含む。
- (2) 船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせようとするときは、国土交通大臣のイを受けなければならない。
- (3) 船員派遣事業の許可の有効期間は、当該許可のウから起算して3年とする。
- (4) 法令に違反して船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算してエを経過しない者は、船員派遣事業の許可を受けることができない。
- (5) 船員派遣元事業主は、船員派遣事業に係る事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度経過後オ以内に作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

### 【語群】

1. 1月	2. 3月	3. 6月	4. 5年	5. 10年	6. 15年
7. 登録	8. 許可	9. 認定	10. 雇入	11. 供給	12. 期間傭船
13. 前日	14. 日	15. 翌日			

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員職業安定法で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものも含む。
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く。)の長は、国土交通大臣に届け出て、当該学校の学生又は生徒について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。
- (3) 船員派遣事業の許可を受けようとする者は手数料を納付しなければならないが、船員派遣事業の許可の有効期間の更新を受けようとする者は手数料を納付する必要はない。
- (4) 船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第1条第1項に規定する船舶以外の船舶において就業させるための船員派遣(外国船舶派遣)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

## 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(16点)

- (1) 「小型船舶操縦者」とは、小型船舶のをいう。
- (2) 国土交通大臣は、「本邦以外の地を根拠地として専らその近傍においてに従事すること」を事由として、乗組み基準によらなくても航行の安全を確保することができることを認める船舶については、船舶所有者の申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。
- (3) 小型船舶操縦士は、の都道府県名、住所若しくは氏名に変更を生じたとき、又は操縦免許証の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、登録事項又は操縦免許証の訂正を申請しなければならない。
- (4) 小型船舶操縦士は、操縦免許証をし、又はき損したときは、操縦免許証の再交付を申請することができる。
- (5) 海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴は、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前以内のものに限る。
- (6) 国土交通大臣は、海技士(航海)又は海技士(機関)に係る海技免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、海技士(航海)に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、海技士(機関)に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に応じ、当該海技免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員の職についての限定をすることができる。この限定をというが、その海技免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することができる。
- (7) 国土交通大臣は、操縦免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、操縦免許を受ける者の操縦のに応じ、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の航行する区域、大きさ又は推進機関の出力についての限定をすることができる。
- (8) 操縦免許の申請は、申請者が操縦試験に合格した日から以内にこれをしなければならない。
- (9) 海技試験(海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格についての海技試験を除く。)の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が筆記試験科目証明書を添えて申請したときは、当該海技試験と同種別の海技試験に限り、その基準点に達した試験科目については、筆記試験を行わない。ただし、筆記試験の一部の試験科目についてを受けようとする海技試験の開始期日前に、筆記試験の一部の試験科目について基準点に達した海技試験の開始期日から起算して二年を経過する場合は、この限りでない。
- (10) 二以上の海技免状を受有する者であつて、当該二以上の海技免状のうち有効期間

の更新を申請することができるもの(有効期間が満了する日以前一年以内のものをいう。)の有効期間の更新を申請するものは、他の海技免状についての更新期間前の更新の申請を  にすることができる。

(11) 二級海技士(機関)の資格についての海技免状が効力を失った場合において、電子情報処理組織によらずに、海技免状の再交付を申請する者は、次の①に、②から⑤に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

①

② 海技士  証明書又は  第一種合格証明書若しくは  第二種合格証明書

③  の課程を修了したことを証明する書類

④ 海技免状用

⑤ 手数料の額に相当する額の収入印紙をはった

(12) 四級海技士(機関)の資格についての海技免許を受けようとする者は、登録海技免許講習実施機関が行う 、消火講習及び機関英語講習の課程を修了していなければならない。

2. 次のア～ウの選択肢のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用が無い船舶を1つ選んで解答欄に記入せよ。なお、ア～ウの選択肢に記載された船舶のいずれも、ろかいのみをもって運転する舟及び係留船その他国土交通省令で定める船舶以外のものである。(1点)

ア. 日本船舶を所有することができない者が借り入れた日本船舶

イ. 試運転を行う日本船舶

ウ. 日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶であって、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国の船舶

3. 四級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けるためには、総トン数二百トン以上の平水区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船に、五級海技士(航海)の資格で船長又は航海士として一年以上乗り組んだ履歴が必要である。

今ここに、次の表に掲げる乗船履歴を有する者の場合、

(1) この者が、四級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けるために必要な乗船履歴を有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。(1点)

(2) この者が、四級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けようとするに当たり、乗船履歴として認められるものの乗船期間を計算して、その期間を解答欄に

記入せよ。なお、次の表に記載された船舶及び漁船は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものである。(2点)

乗 船 履 歴 表		
①	平成5年3月20日	30歳の時、五級海技士(航海)の資格についての海技免許を初めて受ける。この日以降、当該免許が失効したことはない。
②	平成5年4月1日 } 平成5年6月16日	総トン数49トンの丙区域内において従業する漁船に、船長として乗り組む。
③	平成5年12月1日 } 平成6年3月14日	総トン数499トンの乙区域内において従業する漁船に、一等航海士として乗り組む。
④	平成18年8月1日 } 平成18年11月30日	総トン数499トンの沿海区域を航行区域とする船舶に、一等航海士として乗り組む。
⑤	平成19年8月24日	四級海技士(航海)試験(筆記試験)に合格。
⑥	平成20年5月16日 } 平成20年7月31日	総トン数299トンの平水区域を航行区域とする船舶に、船長として乗り組む。
⑦	平成20年10月31日	四級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受験。

## 8. 海上運送法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、海上運送のを保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。
- (2) この法律において「海運仲立業」とは、海上における船舶による物品の運送又は船舶の貸渡、売買若しくは運航の委託のをする事業をいう。
- (3) 一般旅客定期航路事業のを受けた者は、 (指定区間に係るものを除く。)を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る及び料金を定め、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- (5) 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。
- 一 の上限を変更すること。
  - 二 を変更すること。
  - 三 事業計画を変更すること。
  - 四 を変更すること。
- (6) 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な (船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定するをいう。)の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他これらに関連する措置に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。
- (7) 船舶運航事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、及び船員の確保についての計画を作成して、国土交通大臣のを申請することができる。
- (8) 国土交通大臣は、安定的なの確保を図るため、の確保に関する調査及び研究を行うとともに、国際船舶を所有する者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 9. 港湾運送事業法

1. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。  
(5点)

- (1) 検数事業、鑑定事業又は検量事業を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 港湾運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- (3) 港湾運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- (4) 港湾運送事業法上、「港湾運送事業」とは、営利を目的とする事業に限定されている。
- (5) 港湾荷役事業の許可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。□に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) □ア事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明を行う事業をいう。
- (2) 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の□イ前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (3) 港湾運送事業の許可を取り消された者は、その取消の日から□ウ年を経過しなければ、新たに港湾運送事業の許可を受けることができない。
- (4) 一般港湾運送事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣の□エを受けなければならない。
- (5) 港湾運送事業者は、運賃及び料金並びに港湾運送約款を□オにおいて利用者の見やすいように掲示しなければならない。

### 【語群】

- |         |            |        |        |       |        |
|---------|------------|--------|--------|-------|--------|
| 1. 鑑定   | 2. 六十日     | 3. 五   | 4. 検量  | 5. 審査 | 6. 三十日 |
| 7. 認可   | 8. 営業所     | 9. 三   | 10. 検数 | 11. 一 | 12. 許可 |
| 13. 十四日 | 14. 各地方運輸局 | 15. 承認 |        |       |        |

## 10. 内航海運業法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律において「ア」とは、次に掲げる船舶(はしけを含む。)以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。
- 一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟
  - 二 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項の漁船
- (2) 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行うイを受けなければならない。
- (3) ① 内航海運業者(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。)は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶によりアをする事業を行おうとするときは、当該アをする事業に関し、ウを定め、そのエ前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ② 国土交通大臣がオを定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、内航海運業者が、オと同一のウを定め、又は現に定めているウをオと同一のものに変更したときは、そのウについては、①の規定による届出をしたものとみなす。
- (4) 内航海運業者又は第三条第二項の届出\*をした者は、事業を休止し、又は廃止したときは、その日からカに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (5) 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出\*をした者がその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めてキの改善、クの遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (6) 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三条第二項の届出\*をした者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところによりケをさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- (7) 地方運輸局長は、その権限に属する内航海運業のコの命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

※ 第三条第二項の届出・・・事業開始の届出

## 11. 港則法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 「特定港」とは、アが出入できる港又はイが常時出入する港であって、政令で定めるものをいう。
- (2) 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。)を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、ウで港長の指揮を受けなければならない。
- (3) 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地のエを受けるべき場合を除いて、港長のエした場所でなければ停泊し、又はオしてはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及びカに鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。
- (4) 特定港内において端艇競争その他のキをしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。
- (5) 総トン数クトン未満の船舶及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶に該当する日本船舶は入出港の届出を要しない。
- (6) 法第18条第2項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、京浜港、ケ港、四日市港(第1航路及び午起航路に限る。)、阪神港(コを除く。)及び関門港(響新港区を除く。)である。

## 12. 海上交通安全法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) この法律の適用される海域は、東京湾、ア及び瀬戸内海の3海域である。
- (2) 航路を航行しようとする船舶のうち航行予定時刻等を海上保安庁長官に通報しなければならない船舶は、巨大船、イ、長大物件えい(押)航船である。
- (3) 航路及びその周辺の海域における工事等の行為の内、許可を要しない行為としては、海面の最高水面からの高さがウメートルをこえる空域における行為、海底下エメートルをこえる地下における行為等が定められている。
- (4) 法第31条第1項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書オ通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部、海上保安部又はカの長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

2. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 巨大船とはア以上の船舶をいう。
- (2) ばら積みの高圧ガスで引火性のものを積載した船舶のうち、危険物積載船に該当するものは、イ以上の船舶である。
- (3) 海上保安庁長官が進路を警戒する船舶の配備を指示することができるのは、ウ以上の巨大船又は危険物積載船である巨大船に対してである。
- (4) 海上保安庁長官が消防設備を備えている船舶の配備を指示することができるのは、エ以上の危険物積載船である。

### 【語群】

- |                  |                  |                  |
|------------------|------------------|------------------|
| 1. 長さ50メートル      | 2. 長さ100メートル     | 3. 長さ150メートル     |
| 4. 長さ200メートル     | 5. 長さ250メートル     | 6. 長さ300メートル     |
| 7. 総トン数300トン     | 8. 総トン数500トン     | 9. 総トン数1,000トン   |
| 10. 総トン数10,000トン | 11. 総トン数25,000トン | 12. 総トン数50,000トン |

### 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程を定め、アの認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (2) 国土交通大臣は、未査定液体物質の輸送の届出があったときは、イにその旨を通知するものとし、イは、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。
- (3) 廃棄物の排出に常用する船舶として登録を受けた船舶の登録事項に変更があったとき、又は廃棄物の排出に常用しなくなったときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨をウに届け出なければならない。
- (4) 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染等防止証書等書換申請書をエに提出し、その書換えを受けなければならない。
- (5) 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、一定の事項をオに届け出なければならない。

#### 【語群】

(ア) 1. 国土交通大臣 2. 環境大臣 3. 海上保安庁長官	(イ) 1. 環境大臣 2. 海上保安庁長官 3. 地方運輸局長	(ウ) 1. 国土交通大臣 2. 海上保安庁長官 3. 地方運輸局長
(エ) 1. 国土交通大臣 2. 海上保安庁長官 3. 地方運輸局長	(オ) 1. 国土交通大臣 2. 海上保安庁長官 3. 地方運輸局長	

2. 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海洋汚染等防止証書の有効期間は、三年(平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

- (2) 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (3) 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉碎設備(船舶発生廃棄物を粉碎することにより処理する設備をいう。)その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であって国土交通省令で定めるものを製造する者は、その型式ごとに環境大臣の型式承認を受けることができる。
- (4) 廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (5) 油又は有害液体物質の取扱いを行う国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、油記録簿又は有害液体物質記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え付けることができる。

## 14. 船舶法

1. 次の文章は船舶法の条文である。□に入る適切な語句を下欄の語群①から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、語群の語句は、複数回使用することができる。(10点)

- (1) 船舶所有者カ其船舶ヲ□アシタル場合ニ於テ其総トン数ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク□イヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ総トン数ノ改測ヲ申請スルコトヲ要ス
- (2) 船舶国籍証書カ滅失シタルトキハ船舶所有者ハ其□ウヨリ□エ内ニ更ニ之ヲ請受クルコトヲ要ス
- (3) 外国ニ於テ船舶ヲ取得シタル者ハ其□オニ於テ□カヲ請受クルコトヲ得
- (4) 日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ□キヲ其船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁(其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官庁)ニ提出シ其□クヲ受クルコトヲ要ス
- (5) 第五条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル船舶ニ付所有者ノ変更アリタルトキハ□ケハ船舶国籍証書ノ書換ノ申請ヲ為シタル後ニ非ザレバ其船舶ヲ航行セシムルコトヲ得ズ但其事実ヲ知ルニ至ルマデノ間及其事実ヲ知リタル日ヨリ□コ内ハ此限ニ在ラズ

### 【語群①】

- |              |             |              |              |             |        |
|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|--------|
| 1. 船籍港       | 2. 所有者住所    | 3. 造船地       | 4. 建造地       | 5. 改造地      |        |
| 6. 修繕地       | 7. 取得地      | 8. 碇泊地       | 9. 検認        | 10. 測度      | 11. 登録 |
| 12. 書換       | 13. 再交付     | 14. 一週間      | 15. 二週間      | 16. 一个月     |        |
| 17. 三个月      | 18. 建造      | 19. 改造       | 20. 修繕       | 21. 仮船舶国籍証書 |        |
| 22. 船舶国籍証書   | 23. 国際トン数証書 | 24. 登録事項証明書  |              |             |        |
| 25. 船舶登記簿謄本  | 26. 新所有者    | 27. 旧所有者     | 28. 新旧所有者    |             |        |
| 29. 船舶管理人    | 30. 船長      | 31. 事実ヲ知リタル日 | 32. 事実ノ生ジタル日 |             |        |
| 33. 事実ノ起キタル日 |             |              |              |             |        |

2. 次の文章は、船舶法体系に規定する内容について記載したものである。□に入る適切な語句を下欄の語群②から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、語群の語句は、複数回使用することができる。(10点)

- (1) 日本の法令により設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の□ア以上が日本国民であるものが所有する船舶は日本船舶である。
- (2) 総トン数100トン以上の鋼製船舶の検認期日として国土交通大臣の定める期日は、船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日より、□イを経過した後

である。

- (3) 日本船舶の所有者は、日本に船籍港を定め、その船籍港を管轄する管海官庁に□  
ウ□の測度を申請する必要がある。
- (4) 船舶の登録をはじめて申請(電子申請を除く。)する際の手数料額は□エ□円である。
- (5) 原則として、船首両舷の外部には、□オ□を標示しなければならない。
- (6) 仮船舶国籍証書は、有効期間満了前であっても、船舶が□カ□に到着した時はその効力を失う。
- (7) 船籍港は、東京都特別区を除き□キ□とする。
- (8) 日本船舶の所有者は、登記をした後に□ク□を管轄する管海官庁に備える船舶原簿に登録する必要がある。
- (9) 官吏を欺き、船舶原簿に不実の登録をさせた場合には、2月以上□ケ□以下の懲役に処する。
- (10) 船舶原簿に記録された事項を証明した書面を□コ□という。

【語群②】

- |           |           |             |             |            |        |
|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|--------|
| 1. 造船地    | 2. 登記所    | 3. 取得地      | 4. 目的地      | 5. 所有者住所   |        |
| 6. 寄港地    | 7. 船名     | 8. 船舶番号     | 9. 船籍港      | 10. 満載喫水線  |        |
| 11. 総トン数  | 12. 純トン数  | 13. 国際トン数   | 14. 日本国     |            |        |
| 15. 都道府県名 | 16. 市町村名  | 17. 登録事項証明書 | 18. 登記事項証明書 |            |        |
| 19. 船舶件名書 | 20. 1年    | 21. 2年      | 22. 3年      | 23. 4年     | 24. 5年 |
| 25. 3分の1  | 26. 2分の1  | 27. 3分の2    | 28. 4分の3    |            |        |
| 29. 5分の4  | 30. 4,500 | 31. 6,700   | 32. 13,500  | 33. 20,100 |        |

## 15. 船舶安全法

1. 次の各文は船舶安全法及び同法施行規則に関する文章である。□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。ただし、(13)については、適当な語句を選び、解答欄に記入せよ。(20点)

- (1) □ア□を受有しない船舶を臨時に航行の用に供するときには、臨時航行検査を受検しなければならない。管海官庁は、臨時航行検査に合格した船舶に対して□イ□を交付する。
- (2) 船舶安全法第5条による検査(定期検査等)は、船舶の□ウ□を管轄する管海官庁が行う。
- (3) 船舶検査証書の有効期間は□エ□とする。ただし、□オ□を除き平水区域を航行区域とする船舶又は小型船舶にして国土交通省令を以て定めるものについては6年とする。
- (4) 以下の船舶は、国土交通省令に基づき、満載吃水線を標示する必要がある。
  - ①遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶
  - ②沿海区域を航行区域とする長さ□カ□メートル以上の船舶
  - ③総トン数□キ□トン以上の漁船
- (5) 専ら本邦の海岸から□ク□以内の海面又は内水面において従業し、かつ総トン数20トン未満の□ケ□は船舶安全法第32条(施設強制の規定の不適用)が適用され、船舶検査を受検する必要がない。
- (6) 管海官庁は、定期検査に合格した船舶に対して、□コ□(漁船については従業制限)、□サ□、制限気圧及び満載吃水線の位置を定め、さらに、船舶の航行上の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、当該船舶に対しその他の航行上の条件を指定し、船舶検査証書及び船舶検査済票(小型船舶に限る)を交付する。
- (7) 船舶安全法第6条による製造検査を受検しなければならない者は船舶の□シ□であり、製造検査の対象となる船舶は、□ス□メートル以上の船舶である。
- (8) 船舶検査証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合には、船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて□セ□を管海官庁に提出し、船舶検査証書の書換えを受けなければならない。
- (9) 型式承認を受けようとする者は、国土交通省令に定めるところにより、実費を勘案した額の□ソ□を納付しなければならない。
- (10) 船舶所有者は船舶検査証書の□タ□が満了したときには、すみやかに船舶検査証書を管海官庁に返納しなければならない。
- (11) 旅客船とは、□チ□を超える旅客定員を有する船舶をいう。
- (12) □ツ□の登録を受けた船級協会の検査を受け、船級の登録がなされた□テ□以外の船舶は、船級の登録を有する間、管海官庁の特別検査以外の検査を受け、これに合格したものと見なされる。
- (13) 臨時検査を受けるべき場合に、定期検査を受けるときは、臨時検査を受けることを□ト (要する/要しない)□。

## 16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文を引用したものであるが、  
□に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。  
(10点)

- (1) □アは、我が国における海事に関する制度において、船舶の□イを表すための主たる指標として用いられる指標とする。
- (2) 長さ□ウ以上の日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、国土交通大臣から国際トン数証書の□エを受け、これを□オに備え置かなければ、当該船舶を□カに従事させてはならない。
- (3) 船舶所有者は、国際トン数証書の□キ事項について変更があつたときは、その変更があつた日から□ク以内に、国土交通大臣に対し、その□ケを申請しなければならない。
- (4) 船舶所有者は、国際トン数証書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、その□コを申請することができる。

### 【語群】

- |            |             |            |            |         |        |
|------------|-------------|------------|------------|---------|--------|
| 1. 国際総トン数  | 2. 総トン数     | 3. 純トン数    | 4. 載貨重量トン数 |         |        |
| 5. 船舶内     | 6. 操舵室内     | 7. 船長室内    | 8. 許可      | 9. 認定   |        |
| 10. 登録     | 11. 交付      | 12. 書換え    | 13. 再交付    | 14. 記載  | 15. 記録 |
| 16. 十二メートル | 17. 二十四メートル | 18. 三十メートル | 19. 国内航海   |         |        |
| 20. 国際航海   | 21. 国内航路    | 22. 国際航路   | 23. 一週間    | 24. 二週間 |        |
| 25. 三週間    | 26. 重さ      | 27. 大きさ    | 28. 最大積載量  |         |        |

## 17. 造船法

1. 次のア～オのうち造船法の目的として正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(2点)

- ア. 造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期することを目的とする。
- イ. 小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保することにより、小型船造船業の健全な発達を図るとともに、小型船の船質の向上に期することを目的とする。
- ウ. 造船技術の向上を図り、あわせて造船所における労働災害の撲滅に期することを目的とする。
- エ. 小型船造船業における造船技術の向上を図り、小型船造船業の健全な発達を図るとともに、労働災害の撲滅に期することを目的とする。
- オ. 造船技術の向上を図り、あわせて我が国の海運の健全な発展に期することを目的とする。

2. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(8点)

- (1) 国土交通大臣の許可を受け、鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設した者は、許可に係る工事を完了した日からア以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (2) 次に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日からイ以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - ① 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業
  - ② 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数ウトン以上又は長さエメートル以上のものの製造又は修繕をする事業
  - ③ 軸馬力三十馬力以上のオの製造をする事業
  - ④ 受熱面積百五十平方メートル以上のカの製造をする事業
- (3) 船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくははぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者は、一定の区分により、国土交通大臣に報告書を提出しなければならないが、船舶装備用輸入品入手実績報告書は、総トン数キトン以上又は長さクメートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設により船舶の製造又は修繕の事業を営んでいる者が、輸入品の入手実績を毎年、一月十五日及び七月十五日までに国土交通大臣に報告するものである。

## 18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置について、次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に、□ア□(船舶に対する危害行為が発生した場合に、速やかにその旨を□イ□に伝達する機能を有する装置をいう。)その他国土交通省令で定める船舶の保安の確保のために必要な装置を設置しなければならない。
- (2) 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、□ウ□(当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な□エ□の設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その他の当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定する□オ□に対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。)を実施しなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の□カ□は、船舶保安規程に定められた事項を、当該国際航海日本船舶の乗組員に周知させなければならない。
- (4) 国際航海日本船舶の□キ□は、操練の実施に際し、関係者との連絡及び調整を実施しなければならない。
- (5) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、国土交通大臣の行う□ク□を受けなければならない。
- (6) 国際航海日本船舶は、有効な□ケ□又は□コ□の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。